

平成 28 年度第 1 回栃木県景観審議会

議 事 録

1. 開催日 平成 29 年 2 月 6 日 (月)

2. 開催場所 栃木県庁北別館 4 0 3 会議室

3. 出席委員 1 1 名

三橋委員、粕谷委員、柁委員、尾登委員、

秋澤委員、木内委員、波木委員、渡辺 (幸) 委員

野澤委員、水沼委員、星野委員

午後2時02分 開会

1 開会

2 あいさつ 都市計画課長あいさつ

3 審議

○ 会長 それでは、議事に入ります。第1号議案「壁面広告物の規制の見直しについて」、事務局から説明をお願いいたします。

○ 事務局（都市計画課長） それでは、第1号議案「壁面広告物の規制の見直しについて」説明させていただきます。

まず、議案説明の前に、本議案を当審議会に付議した理由について説明させていただきます。委員の皆様のお手元にあります参考資料を御覧いただければと思います。

1ページをお開き願います。「栃木県屋外広告物条例」第30条の2におきまして、「知事は、次に掲げる場合には、栃木県景観審議会の意見を聴かなければならない」と規定されております。今回付議させていただきます案件が第3号に該当するものであることから、当審議会の御意見をお聴きするものでございます。中ほどに書いてありますように、当審議会の御意見を踏まえまして、知事は規則改正等の諸手続を進めていくこととなります。

それでは、早速議案の説明に入らせていただきます。お手元の議案書1ページから2ページがこの第1号議案でございます。

2ページ1の「意見を聴く事項」を御覧ください。本案件は、「壁面広告物の規制の見直しについて」ということで、具体的には壁面広告物の表示できる壁面の制限を撤廃することにつきまして、景観審議会の御意見をお聴きしようとするものでございます。

2の「理由」を御覧願います。本案件は、昨年度、全庁的な独自規制見直し作業の中で実施いたしました関係団体等へのヒアリングにおいて、ビルや店舗などの建築物の外壁面に表示する広告物、これを『壁面広告物』と呼ばせていただいておりますが、この規制について、表示できる壁面の制限の撤廃を求める意見が出されたことによるものでございます。独自規制の見直しにつきましては、全国で地方創生に向けた取組が本格化する中にあり、他県との比較や時代の変化などの新たな視点を踏まえた考え方に基つきまして、見直しの可否について県が全庁的に検討を行っているものでございます。

屋外広告物関係では、昨年度、「観光又は地域の振興を目的とした一定期間の催物等に係る屋外広告物の規制の見直し」と「自己の営業所等に設置するのぼり旗の表示できる期間の見直し」の2点について当審議会にお諮りしまして、昨年4月1日から改正規則を施行しているところですが、本案件につきましては、他県等の状況を確認するため継続検討とさせていただいていたものでございます。

他県などの規制状況や本県条例を適用している市町の意見等を勘案した上で、制限の撤廃による景観への影響などを検討いたしましたところ、当該制限を撤廃いたしましても、他の制限措置を現行どおり維持することで、「良好な景観の形成」及び「風致の維持」が十分図られるものと思料され

るとの結論に至りましたことから、このたび、表示できる壁面の制限を撤廃するよう見直しを行おうとするものでございます。

次に、見直しの概要等について御説明させていただきます。参考資料2ページをお開き願います。第1号議案の規制の見直しについて概要を説明しているものですが、1の「見直しの概要」を御覧願います。

まず、本県の屋外広告物条例施行規則におきましては、壁面広告物について、「表示面積」、「表示できる壁面」、「基数」、「高さ」、「位置(開口部への表示及び建築物からはみ出しの禁止)」等について制限しているところでございますが、これらの制限のうち、「表示できる壁面」の制限のみを撤廃するよう見直しを行おうとするものでございます。

下の図を御覧願います。現行の規制では壁面広告物の表示できる壁面を制限しておりまして、図に示したとおり、前面道路に面した壁面にのみ表示を可能としております。

これを、見直し後は、壁面の制限をなくして、どこの壁面でも表示を可能とするものであります。ただし、景観への影響が大きくなるよう、「表示面積」、「基数」、「高さ」、「位置」等のその他の制限については維持することとしております。

ここで、スクリーンを使いまして具体的な事例について御説明いたします。

なお、これから説明させていただきます事例は、宇都宮市内の事例でございます。後ほど説明させていただきますが、宇都宮市は、市独自の条例を施行しておりますので、県条例とは基準が異なり、今回お諮りしています壁面の制限がないことから、県条例にはない、今後改正することによって表示可能となるものを実際に見ることができます。

(写真表示)

こちらは、宇都宮市の大通り沿いに建っております社屋でございます。上部の赤い丸で囲んだ部分が壁面広告物になります。こちらは隣地にコインパーキングがあり、壁面広告物が表示されている壁面は前面道路に面した壁面ではないことから、現行の県条例では表示ができないものでございます。これが、今回改正されますとこのような表示も可能になるという事例でございます。

(写真表示)

もう一つの事例です。こちらも宇都宮市内の大通りのものでございます。赤い丸で囲んであるのが壁面広告物に相当するものです。こちらは隣地に店舗があり、建物の高さの違いを利用して広告物を表示している事例でございます。こうしたものにつきましても、現行の県条例では、前面道路に面した壁面ではないことから、表示できない広告物となっております。

今回の見直しを行うことによりまして、今お示した2つの例のような広告物について、県条例適用区域でも表示が可能となるものでございます。

参考資料に戻って説明を続けさせていただきます。

参考資料2ページ「現行」、「見直し後」の図の下の「(参考)」を御覧願います。こちらは、他県等の規制の状況及び県内の各市町へアンケートをした結果を記載してございます。

まず1つ目ですが、本県を除く46都道府県及び県内の独自条例制定4市町(宇都宮市、日光市、

那須塩原市、那須町)に対しまして、表示できる壁面を制限しているか否かについて調査を行った結果でございます。

お示ししましたように、全国状況では、表示できる壁面を制限しているのは結果的に本県1県となっております、他の46都道府県は表示できる壁面を制限していない状況となっております。

また、県内の独自条例制定市町4市町では、宇都宮市及び那須町が表示できる壁面を制限していない状況となっております。

ちなみに、他県等における壁面広告物の規制の概要を見ますと、これは各県市町の中でも特に厳しく規制している地域や緩めている地域、あるいは条件によって規制内容が異なる場合がありますので、あくまで一般的な基準ですが、例として、隣県の茨城県と群馬県、それから宇都宮市では、「表示面積」及び「位置」について規制している状況です。本県条例では、「表示面積」及び「位置」のほか、「表示できる壁面」や「高さ」等を制限しておりまして、本県はかなりきめ細やかな規制を行っていることがお分かりいただけるかと思えます。

また、那須町についても、県と概ね同様の規制内容となっておりますが、「表示できる壁面」については制限をしていない状況でございます。

今般見直しを行おうとする「表示できる壁面」の制限につきましても、街並みや道路空間とのバランスを考慮した景観形成を図る目的で盛り込まれたものでありまして、本県の景観形成に一定の役割を果たしてきたところではございますが、一方で、独自規制見直しの流れにありましては、当該規制の撤廃を求める声が上がっている状況を勘案しますと、全国の調査結果等からも、本県は他県等に比べ過度な規制となっている状況にあると言わざるを得ないかと思えます。

次に、下の丸を御覧いただきたいと思えます。こちらは、県からの権限移譲により許認可実務を行っております県条例を適用している市町に対し、表示できる壁面の制限を見直した方がよいか否かについてアンケートした結果でございます。

お示しのように、21市町のうち16市町と、約8割の市町が「見直した方がよい」と回答しております。主な理由としては、「壁面の制限なく壁面広告物を表示したい旨の相談が多い」といったもので、許認可の実務において、屋外広告物の許可申請者から見直しを求める声が多く寄せられていることがうかがえるかと思えます。

一方、「見直す必要がない」と回答されたのは5市町ですが、主な理由は「広告物の乱立等、周囲の景観を損ねる可能性がある」といったものでございます。

このことにつきましては、先ほど御説明いたしましたとおり、他県等の規制状況等を勘案しますと、当該規制を撤廃しても、本県の場合は他の制限措置を現行どおり維持する予定でございまして、「良好な景観の形成」及び「風致の維持」は十分図られるものと考えているところでございます。

最後に、2の「運用開始時期」についてですが、当審議会におきまして「異存ない」旨の答申をいただいた場合には、今後、規則改正の手続きを経まして、本年4月1日から運用したいと考えているところでございます。

以上が第1号議案の説明でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

- 会長 ただ今、事務局から第1号議案につきまして説明がございました。これから委員の皆様から御質問、御意見を頂戴したいと思います。挙手の上御発言いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。
- 委員 「表示できる壁面」の規制をしているのは本県だけということですが、46都道府県は既にそういった規制をしていない中で、本県だけ残ってしまった背景みたいなものが何かあるのでしょうか。
- 事務局（都市計画課長） 屋外広告物の規制につきましては、前提となる屋外広告物法がございしますが、この法律では枠組みのみを定めておりまして、具体的な規制内容については各県が条例により定めることとなっております。まずそもそも全国一律の規制ではないという状況にございます。そのような中で、多分本県が唯一と聞いておりますが、平成11年に、栃木県には全国に誇れる優れた景観が数多くあり、これらを次の世代に引き継いでいくことが必要という観点から、景観を構成する重要な要素である屋外広告物について、本県の美しい自然景観を守り、またそれと調和した都市景観が形成されるように、規制を少し強めに行う必要があるだろうということで、当時、屋外広告物検討委員会の委員として学識経験者や関係行政機関等の方々に参画していただき、また、当時は審議会がまだ統一されておらず屋外広告物審議会でしたが、当時の審議会にお諮りして内容について御審議していただき、本県独自の壁面制限を含む細やかな規制とするべく規定を改正したという経過がございます。
- 委員 基本的には、地域を活性化したり経済活動をしやすくするという面で規制の緩和が非常に進み、またそういう声が多くなってきているということはあろうかと思いますが、逆に言うと、今唯一栃木県だけがそういう規制を持っているという背景に、景観を守るのだという強い意志がこの審議会の中で検討されていたということは、ある意味では貴重なことかなと思うのです。規制は、緩和されるものは緩和された方がいいとは思っていますが、逆に言えば、全国的に見て特徴的というか、栃木県は非常に観光や景観を意識した行政をしているということは、ある意味では財産になっているのかもしれない。そういう観点で、当審議会がかつて決定されたのかなと推測します。今回の規制の緩和について今説明をいただきましたが、具体的に宇都宮市や那須町、那須塩原市、日光市以外の市町は、壁面広告物についての規制自体をしないできているという理解でいいのかということと、もしそうでないとすれば市町独自の規制緩和で対応できるのか、この2つをお聞きしたいのですが。
- 事務局（都市計画課長） まず、お手元の参考資料2ページの説明文の下段「参考」の部分ですが、県内では、宇都宮市と那須町のみが表示できる壁面を制限していません。独自条例を持っている日光市、那須塩原市を含めたそれ以外の市町は、表示できる壁面を制限している状況でございます。
 現行の規則改正は、先ほど平成11年に当時の審議会にお諮りして手続きを進めたという話をしましたが、ちょうど同じ時期、地方分権一括法で、いわゆる「三位一体の改革」等を含めた規制緩和の中で、経済活動等を喚起するために規制を緩めていこうと。それと合わせまして、従来、国又は都道府県が持っていた権限を、基礎自治体である市町に移譲していこうという大きな流れがスタ

一トいたしました。特に屋外広告物行政を始めとする都市計画関係は、権限移譲が非常に積極的に進みました。また、現在、景観法に基づく景観行政団体である11市町のうち10市町で、それぞれの市町に合った独自の景観計画や条例等を制定し、細部についてはコントロールしていくというスキームが出来上がっております。ということで、いろいろと議論いただいて現行の規制を作り直した平成11年当時に比べ、景観行政や屋外広告物行政を取り巻く状況が変わってきております。県が、ある意味で標準的なもの、ある程度全県的に示せるものをお示しして、それぞれの市町の細部については、市町の条例等で細やかに規制するなり、場合によっては緩和するなりしていただくのが本筋ではないかということでございます。また、実際に、屋外広告物を扱っている関係団体からの強い要望もございます。屋外広告物は、一方では、商業活動の一環で私達に色々な情報を提示してくれ、まちのにぎわいや活気を演出する役目もございます。その辺のバランスを考えて今回お諮りした次第でございます。

○ 会長 よろしいですか。

○ 委員 はい。

○ 委員 委員の指摘したとおり、他がやっているからうちもやろうというのはおかしな視点ですよ。今の時代、スタンダードにするというのは逆行していませんか。スタンダードを超えなければいけないんです。スタンダードにしようという発想はどう考えても理解できない。行政であろうが政治であろうが教育であろうが、全て今の時点ではスタンダードを超えようとしているわけです。全国で栃木しか規制していないわけでしょう、これはやっぱり死守するべきだと私は思います。一律に4面全部広告にしたら、広告だらけです。これは環境無視、景観のことを全然考えない。看板を立てると客が増えると思っているけれども、この情報化時代の中でそんなことはあり得ない。他がやっていないからうちも規制を撤廃しようというのは、申し訳ないですが、間違った、時代錯誤も甚だしい。他はどうぞやってください、うちはやりませんよと、栃木県は逆にそれを世界に日本に発信すべきです。日本はまだ看板に対して甘いんです。ヨーロッパに行くと、この場所にはこの大きさしかだめですよ、ということで相当、広告を規制しています。46都道府県がそうだからうちもそうしようではなくて、うちは日本だけではなくて世界を相手にしていますから、日光や那須が控えていますから、そういうことを考えたときに規制は重要ですよと踏ん張る必要があるんじゃないですか。そういう栃木なりのある種こだわりを主張していいんじゃないですか。

○ 事務局（都市計画課長） ただ今の委員の御指摘、もっともな部分かと思えます。決して栃木県だけが制限しているからというわけではございません。先ほど言いましたように、「表示できる壁面」の制限は今回外させてもらおうと思っておりますが、その他にさらに県独自の「基数」や「高さ」、他県ではこれもまずない部分ですが、それらの規制はそのまま残そうと思っておりますので、実際には余り景観への大きな影響はないかなと。それと、一方で、特に街中のいわゆる商業地をイメージしておりますが、最近、空き地が市街地の中に目立ってきておりまして、従来に比べて建物の見える壁面が随分変わってきています。従来、連続・連たんしていますとやはり道路に面した面という形だったのですが、場合によると空いた横側を活用したい、また、先ほど2つ目でお示しましたよ

うに、前面よりは手前の建物が低いので上の空間、いわゆる側面を使いたいという部分も当然あるのかなということで提案させていただいております。

- 委員 空き地があって見えるから看板をつけようというなら、空き地ができると看板だらけになって、やたらと変になりますよ。空き地があるところこそ規制しないとまずいんじゃないですかね。
- 委員 私は宇都宮に住んでおります。宇都宮の現状を見ますと、ネームプレートが大きく掲げてあります。確かに今、パーキングエリアが増えてきまして、壁面ががらんと空いています。そこに広告を載せることは、私個人としては賛成です。ただ、それが美的かどうか、そのまちに合うかどうかについては、そのまちの特色という観点から、県は規制を解除し、市町村ごとに、私のまちはこう制限しよう。例えば宇都宮ですと、遠くからビルが見えた方が目的地に早くたどり着くので、ネームは分かるにはっきりあった方が、まちの住民としては非常にありがたいです。でも、例えば栃木市の古いまち並みを生かしているところに広告や看板が出ていたら、それは不快に感じますので、県では規制を解除し、市町独自で規制をするという方向がいいのではないかと私は思っております。
- 委員 広告主さんや商店街のお客さんから、表示する部分が正面だけだと場所によっては非常に見づらい、逆に側面の方が非常に遠くから見やすい、視認性が高いというお話も数多くいただいております。今回の話を伺うと、至る所につけていいという話ではなく、表示面積は一定と聞いております。正面よりは側面、側面よりは裏面という形で至る所に同じ面積がつくというわけではないので、お客様の話を聞くと、この見直しは非常にありがたいと思っております。
- 委員 私は、きめの細かい指導については、基本的には県ではなくて、各景観行政団体がやるべきだと思います。上では厳しくして下では細やかに、ここは人通りのにぎやか感を演出したいのでここに看板をつけましょうとか。それはやはり住んでいる人の参加があってなし得るわけだから、上は厳しく下はきめ細やかな指導をする、それが本来の景観の有り様ではないですか。景観は行政がつくるものではない。そこに住んでいる人が参加してつくるものが景観です。日本の場合、まだ景観は行政がつくるものだという発想がありますが、景観は住んでいる人間がつくるものです。よりきめ細やかな、例えば広告の枠をある意味で柔らかくするというのは、現場の各市町がやるべきじゃないですか。上はもっと厳しくした方がいいんじゃないですか。
- 委員 皆様の御意見をお伺いしていると、どれももっともだと思うのですが、一致しているように感じるのは、地域ごとにしっかりと自分のまちがどうしていきたいかを重要視していくということだと思います。委員の皆様方も行政側の県も同じ思いでおられるのではないかと思いますので、今回こうした県の規制の見直しをして、しっかりと県内の独自条例を市町で作っていただくということに注力すべきではないか。アンケートで「見直す必要がない」と回答した5市町も含めてもっとしっかりと独自条例を作っていただく、その支援を県ももっと積極的にしていくという方向性が望ましいのではないかと考えますが、もし県の御意見がありましたら教えてください。
- 事務局（都市計画課長） 条例関係について補足説明させていただきます。県内25市町のうち11市町が景観行政団体に移行しておりまして、うち参考資料中段下に書いた日光市、那須塩原市、

宇都宮市、那須町の4市町が、いわゆる独自条例を制定しております。そこでは地域に合った形で規制がされている状況にあります。独自条例のベースとなる景観行政団体への移行に向けた取組についてですが、景観行政団体数をできるだけ増やしていこうということで、機会を捉えて色々な研修会等を開催しているほか、景観アドバイザーの方々を活用しまして、できるだけ前向きに取り組んでいただこうと市町に対し支援をしているところでございます。直近ですと、真岡市が平成30年4月に景観行政団体への移行を予定しておりまして、今内部調整を進めているところでございます。また、できるだけ多くの市町に主体的に景観行政団体へ移行してもらいたいということで、景観行政団体に移行していない市町を対象とした景観行政研究会を今年1月に開催いたしました。それぞれの市町が、景観行政に独自に向き合うことがいかに重要かを知っていただくため、県外・県内の様々な先進事例等を講師の先生方から説明していただきまして、移行への関心を高めようとしているところでございます。さらに、移行しようかなという意識が芽生えた市町につきましては、景観アドバイザーの先生方を活用して、一步でも二歩でも踏み出していただこうという形で取り組んでいるところでございます。特に中心部の商店街など地元の方々を巻き込みながら、ワークショップ的なものも織り交ぜるなど市町に本気になってもらおうという切り口で取り組んでいる状況でございます。

- 会長 今回の審議会では、可と否と、条件つき可と条件つき否とかなり御意見が分かれておりまして、なかなか取りまとめるのは難しいのですが、まだ御発言いただいていない方をお願いしたいと思います。
- 委員 今の規制の状況と、撤廃したときにどの程度になるかを把握したいのですが。今は、条例施行規則の別表第1のところの規制でいいのですか。
- 事務局 はい。
- 委員 別表第1の壁面広告物という欄でいいですか。
- 事務局 はい。
- 委員 これは地域が5個に分かれていて、自然保全型地域と自然保全型沿線地域は道路に面しているところのみという制限がないのですか。
- 事務局 その下の基数というところですか。
- 委員 なるほど。そうすると、市街地形成型地域から自然保全型地域まで全部ということですか。
- 事務局 そうです。
- 委員 栃木県の条例は、壁面1個だけという前提で平方メートルの制限がかかっているわけじゃないですか。4壁面全部、全周オーケーとしたときの大きさの基準というのはどうなのでしょう。例えば1面は10平方メートルとか20平方メートルになっていますが、他県では、例えば全周この広さでオーケーしているのですか。全周全部20平方メートルずつオーケーですというレベルで他県と比較していらっしゃるのか、規制がかかっているのか、それとも1面だけという前提での規制だからちょっと大き目になっているのか、その辺程度としてはどうなのでしょう。
- 事務局 基本的には、栃木県の場合は地域が5パターンに分かれています。こういったことをし

ているのは余りありません。単純に壁面広告物は何平米以下ということで規定されているのが大多数です。栃木県は、面積自体も、他県よりかなり厳しくなっています。この面積自体は今後も維持しようと考えておりますので、有効壁面という考え方はそのまま残させていただくつもりで考えております。ただ、建築物について、今までの1有効壁面当たり、例えば自然環境保全型であれば3平方メートル以内といったものは基本的に変えずにそのまま、表示できる面積は一切拡大しないということで考えておりますので、表示面積の規制は全国的に厳しいものがそのまま維持できると思っております。

- 委員 1点追加です。これは条例の5条で許可制になっています。この許可の範囲の申請であれば、どんなに奇抜な申請であっても、面積等の基準を守っていれば通すということになっているのですか。それとも、内容次第で、基準は満たしているけれども却下という話はあるのですか。
- 事務局 屋外広告物に関しましては、屋外広告物法の考え方なのですが、表現の自由等がありますので、内容については一切審査しておりません。ちなみに、色彩等については、景観条例等で制限があるかもしれません。
- 委員 ありがとうございます。
- 会長 ほかにありますか。
- 委員 私も見直した方がいいのではないかと思うのは、ある意味では自然を守るという広告の考え方も必要ですが、今後の観光行政の中で、ちょっと色々な工夫をしたときに色々な形で広告が出ることを期待したいとも思っています。ですから、奇抜ではないのですが、もう少し自由度があった方がいいのではないかと思いますので、できれば見直した方がいいのではなからうかと。
- 委員 今回の見直しというのは、1面から4面にどこでもいいことになるけれども、全体の広告面積は変わらないということですよね。だから今まで以上に広告面積が増えることではないと。
- 事務局 はい。
- 委員 そういうことであれば、私はそのぐらいの自由度はあってもかえっていいかなと。建物の裏側に広告をする人がいるかどうかはちょっと分かりませんが。あとは市町の状況ですが、16市町は見直した方がいい、5市町は見直す必要がないということですが、その5市町は、例えば北の方とか南とか特徴的なものはあるのですか。
- 事務局 特にそういった特徴的なものはありません。
- 委員 私は、厳しい規制を維持すべきという委員の考え方に基本的に賛成です。でも、このごろ車で移動することが多いので、正面から建物を見ることは少なくなってきた感じがします。ですから、ちょっと角度があった方が目に入りやすいと感じています。表示できる壁面の制限を撤廃するというのは、1面から即、4面になってしまうのですか。
- 事務局 可能性としてはそうです。
- 委員 2面ということも考えられるわけですか。
- 事務局 それは広告主さんの決め方といいますか。例えば、今まででしたら正面に10平米しか表示できなかったものを、5平米・5平米というように割り振ることも可能です。

- 委員 2面という制限はできないのですか。これだと建物の全面になってしまうわけです。そうではなくて、2面しか選べないということはできないのですか。
- 事務局 それは、何をもって2面がいいかというところがあると思います。決めればいいことなので、それができないということは全くないと思いますが、ただ2面という制限が適当かどうかということは、我々は判断できません。
- 委員 一つの考え方として「視点場」というものがあって、景観は視点場を設定するんです。人の視点がない所に広告をつけても人は見ないわけだから。必ず景観には視点場というものがあって、視点を設定するときに、正面だけではなく、このビルの所在を明らかにするために側面に表示してもいいんじゃないかと。表札みたいな感じで。そういうことでは側面もありです。恐らく委員の言っていることはそういうことだと思います。ここプラス2面ということであれば、そういうシークエンス空間を考慮したときに、それも有りだと。ただその場合はもっと小さくみたいなこともあるかもしれませんが。
- 委員 あとは、そういう点になると、その建物の設計者の意図も入ってくると思います。建物をつくった時点で設計者というのはいろいろ考えていますので、全面ではなく2面とか、ある程度面を規制してもいいかなというのが私の意見です。
- 委員 例えば東照宮の「眠り猫」を御存じでしょうか。「眠り猫」の後ろに何があるか御存じですか。スズメなんです。ということで、私が考えるのは商業的なことですが、表面に猫がいたらその裏にはスズメがいるというふうに、広告を使った遊びができるというようなこと。あとは、皆さんがよく御存じの「三猿」は、あれだけではない。一生のものがずっと周りについているのです。 広告にも色々な意味での広告があると思うのです。そういうことを考えると、やはり自由度があった方がいいんじゃないかというのが私の考えです。
- 委員 国立公園とか遊園地とかディズニーランドなどでは、基本的には人を楽しませる異次元空間をつくるということはいいと思います。でも通常の色々な人がたくさん住んでいるところではどうかと思います。例えば、ある浦和の物件で、広告ではないのですが、幼稚園の建物の色をめぐるって裁判沙汰になったことがあります。幼稚園らしい色ということで黄色に決めたいのですが、基本的に反射光が周りにどのぐらい影響を及ぼすかということを一応配慮しないと。私は、景観というのは、最低限度そこを配慮する必要があると思います。確かに自由であって楽しい景観をつくる、それは分かります。でもそれは県レベルでやることではなくて、市町村レベルでやることであって、余りに川上でそれをやってしまうとめっちゃめっちゃになってしまう。埼玉も川上の規制をやっていなかったから、幼稚園がそういう色を塗っても文句を言えないわけです。ただ、表現の面白さ、魅力づくりは景観にも必要ですから、それを届け出たときに、この看板はこういうことなのでこういうことをしますと、担当行政がそれを理解し、裏でも構いませんよということは、川下でないとは分かりませんよ。私の今までの経験だと、上の方で規制して、現場ではより自由に、一応基本はこうだけどこういうアイデアもいいんじゃないですかと判断する、それが一番柔らかい景観づくりではないかと思います。

- 委員 今回は表示の位置だけですよね。それを考えると、建物にはいろいろな形があると思います。認識するに当たって、必ずしも正面だけだとどうなのかなと。例えば今日、私は会場まで歩いてきたのですが、何号室というのが正面だけだと全然見えない。壁に沿って何号室とあると、ここは何号室なのかなと非常に分かる場合もあります。建物も、位置関係によって、正面から見やすいもの、横から見やすいもの、裏ということはないかもしれませんが、見やすい位置というのはそれぞれあると思います。これが「面積」も「基数」も倍以上に増えてしまうということであると、景観に関して考えは変わってくるかもしれませんが、位置表示の場所だけです。先ほど委員がおっしゃったように、それぞれの自由度があればより見やすいのではないかと思います。
- 委員 今回の制限撤廃を見ますと、この広告の表示の仕方というのは、かなり大きなまちのことでしかないのかなという気がするのです。各市町村の人口の少ない部分でいくと、先ほども出ていましたが、自由度はある程度必要だと思います。その中で、まちの個性とまでは言わなくても、気持ちのいいまちづくりが自然に出てくるのではないかと思います。ですから、「表示できる壁面」という面では、今回は撤廃してもらってもかまわない、大きなまち、人口の多いまちでは、ついに4面使えると喜んでる人もいると思います。ところが、小さなまちになるとまた違った考え方だと思うので、できれば、市町の係の人たちが臨機応変にこういうものもあつたらいいなと知恵を絞ってやっていってくれば、少し栃木県も盛り上がるというか、きれいなまちづくりができるのではないかと期待しております。
- 会長 ありがとうございます。これで私を除き一通り述べていただきました。賛成か反対かというところで、条件つき賛成と条件つき反対の両方いらっしゃるという気がしています。私から質問ですが、仮に県としてこの規制を撤廃して、県条例が適用される21市町のうち見直す必要がないと回答した5市町において、もしこの規制は必要だと考える市町は、それから慌てて独自の屋外広告物条例を制定しないと「景観を損ねる可能性がある」という意見を通せないということになります。そうすると、条例を作るまでにどのくらいかかるか分かりませんが、数カ月か1年ぐらいかかるとすると、県が撤廃して市町が独自に作るまでの期間はこれをどう扱うことになるのか。実際の運用といいますか、規制についてどんなことが考えられるか教えていただければと思います。
- 事務局（都市計画課長） まず、「見直す必要がない」とアンケートに答えた5市町についてですが、全くニュートラルな状態でアンケートをした結果でございまして、聴き取りをした後に、景観審議会にこの規制を外したいということで諮りたい旨改めて5市町にはお話しております。県の考えとして、「当該制限を撤廃しても、それ以外の『面積』や『基数』、『位置関係』といった他の制限は維持していますので、危惧されるほど景観が乱れる等々の弊害はないであろうと考えている」という説明をさせていただきまして、5市町からは基本的に「景観審議会の了解を得られるのであれば、了解します」というような話を伺っております。今お示した5市町のうち、景観行政団体に移行していない市町もありますので、例えば、自分のまちに合ったより細やかな制限等を条例で規定することは、すぐにはできない状況にあるかと思えます。
- 会長 逆の意味で、県の壁面の位置の撤廃については仮に見直さないとあって、16市町は見直し

た方がいいといった場合は、先ほど委員の御意見にもあったように、市町独自の屋外広告物条例をつくって対処すればいいという理屈になりますよね。

- 事務局（都市計画課長）　そうです。県は、例えば現行のまま改正しないという形になったとしても、景観行政団体に移行している市町の場合は独自の条例で緩和することは可能です。ただ、現在では、まだ景観行政団体が11、来年4月から12になる予定ということで、来年4月で県内の半分ぐらいしかカバーできていない状況です。今回の見直しのきっかけは、他の都県等に比べて栃木県が厳し目に独自規制しているものを、実態に合わせて関係者のお話を聞きながら検証するという手続の中で出てきたものです。確かに、景観法等が唱えております景観そのものの基本的な考え方からは若干アレンジされております。広告物が期待されている部分にも光を当てる必要があるだろうということで、県内部で検討した経緯があり、今回お諮りした状況がございます。
- 委員　最初に、県が規制を緩めないときに市町が独自に緩めることはできますかということをお聞きしました。基本的には景観行政団体になっていれば独自の条例でできるけれども、景観行政団体になっていない14市町はできないということですよね。だから、あくまでも県が緩めるということは、景観行政団体になっていない市町に対しても今の厳しい規制を緩和するメリットがあるということだと思います。そこで、これは賛否両論だとは思いますが、基本的には、地域の活性化や地域の経済活動を活発にしていく意味でこの規制を緩和していくのだというのは、大体皆さん理解できると思います。問題は、景観が損なわれてしまったら大変だということであり、この審議会での議論のポイントになると思います。平成11年に、この審議会の中で栃木県は厳しくしようと決めた。そのメンバーはほとんど変わっているかもしれませんが、同じ審議会ですから、ここは徹底的に議論しなければいけないと思います。そういう意味で、以前にもトラックなどのラッピングの面積を大きくしてもいいのではないかとということがありましたね。ただ実際に規制を緩和してどうだったかという話は、審議会には出てこないわけです。審議会で決めて緩和されたことによってそれがどうなったのか、プラスになったのかマイナスになったのか、ここで反省会をしないといけないのではないかとお話ししました。今回の案件も、基本的には今年の4月1日から緩和したいと。もし審議会でそれでいいでしょうと決まったときに、同じように、宇都宮市以外のところで4面広告がどのようになったのか。4面広告になったときに景観が非常に悪くなったのか、それとも全然そんなことはなく、むしろ観光客から好評であるとか。ここでかつて色々なことを決めて緩和しようとなったことがプラスになったのかマイナスになったのか。今回の件も、審議会で決めたからそれで終わりみたいな形になってしまうのは残念だと思います。いずれにしても、景観行政団体になっていない14市町にとって、県のこの規制が緩和されるか否かは、直接的に大きく影響するわけです。そういう意味で、プラスになること、さらに景観は維持されて景観を損ねることはないということを執行部ではっきりと言っていたかかないと、やはり不安が残ると思います。46都道府県がそうだから栃木県もそうしようというのは、おかしな話です。むしろ栃木県は全国一景観にこだわっているということを、この審議会で共有しないといけないと思います。その上で、この緩和は景観を損ねることはない。しかも、地域にとってプラスになる。そういったことをきちんと説明して

いただく必要があると思うのですが、そのあたりはどうでしょうか。

- 事務局（都市計画課長） 委員から御指摘がありました、過去に改正等で御審議いただいた運用状況検証の話は、まさにおっしゃるとおりかと思えます。それを追跡してどうなっているかをこの場でお示しして、場合によっては見直すことも含めてチェックしていただくことは確かに必要かと思えます。あとは、先ほど多くの委員の方々から御指摘がありましたように、平成11年に当審議会ですべて議論をしていただいて改正した現行の規則が、他県にはない誇るべき内容であるというのは、まさにそのとおりかと思えます。
- 会長 委員からの御質問に、壁面の制限をしていない宇都宮市・那須町で、これは期間がいつからかということはあるかもしれませんが、そこで景観の悪化等について県として実態把握や評価をされているかどうか。もしあれば教えていただけないでしょうか。
- 事務局 宇都宮市の屋外広告物条例については壁面の制限はないのですが、特定のエリアで5地区ぐらいはきめ細かくメリハリをつけて規制しています。実際に、それによって「景観がひどい」等の苦情については、私どもは特に聞いておりません。当然、市町ですので県のように一律な網掛けではなく、その地域に応じて、伝統地区ではより厳しい規制だったり、商業地区や大通りでは逆に規制を緩めたりと、メリハリがある形です。先ほど委員の皆様方がおっしゃったとおり、市町で細かいエリアごとに規制をするというのが本来あるべき手法なのかなと我々は感じておりますし、そういった取組を進めていければと思っておりますが、県としてはどうしても大きな網をかけざるを得ない。宇都宮市や那須町にもそういった細かなエリアはあり、景観が乱れているというよりは、那須町ではむしろ厳しい規制になっておりますので、弊害というのは特に聞いておりません。
- 会長 この2市町については独自の景観条例を持っておられて、景観形成重点地区や沿道の規制である意味守られているということかもしれません。そうでないところがどうなのかは、推測というか推察するしかないところでしょうか。最後に、だめを押ししたいという方がもしいらっしゃれば、いらっしゃいませんか。

では、本日の第1号議案として提出されております「壁面広告物の規制の見直し」で、前面道路に対して1面のみ表示できるという規定から、前面道路によらずどの壁面についても表示が可能である、ただし、表示の「面積」、「基数」、「高さ」、「位置」については従来どおりとする。この見直しについて、ここで改めて皆さんの御意見を伺いたいと思っておりますが、この規制で異存ないということで決めてよろしいかどうか。もし異存があるということであれば、改めて御発言いただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

- 委員 会議ですから、多数は恐らく撤廃すべきという方向性みたいですから。私も、基本的にはどこかでフィルターをかけないと、とにかく広告物というのはめっちゃめっちゃになる、それを心配しているのです。規制を上でやるか下でやるかの違いだけです。県条例で今までの規制を撤廃するということであれば、下はよほど覚悟を持ってやらない限りめっちゃめっちゃになるということです。それは栃木県の覚悟です。47都道府県色々ですから、他は上で自由にしようということでしょうが、今まで栃木は、上で厳しく、下は市町の特성에合わせて工夫を凝らしたということが栃木県の

景観の特徴なのかなという認識でいました。でも大勢は、自由にした方がいいのではないかとこのことで拝聴しましたので、この会議の方向性はそれでいいのではないのでしょうか。

- 会長 出された御意見も、全面的にもろ手を挙げて賛成という御意見ではなくて、1つは自由度という話がありました。歩行者や自転車程度のスピードであれば前面1カ所で十分事が足りるのですが、車社会になり、うかうかしていると通り過ぎてしまう。初めてその建物にアクセスしようとする場合は、前面よりは側面にあった方が分かりやすいという広告の機能的な面で考えれば、やはり自由度にたどり着くのかなという気もします。あとは、ここで県として規制を緩めた場合、独自の条例を持っていない市町や景観行政団体になっていない市町の対応がどうなるかは若干危惧される場所ですが、表示面積自体は守られるわけですから、建物ごとに、広告物を掲出する主体がどこに重点を置いて広告物を出すかという判断に任される。恐らく、地域によって、あるいは道路との関係によって色々考えられるかと思います。そういうことで、懸念を持たれた方も少数というわけではなさそうですが、いかがでしょうか。県は厳しい景観規制の姿勢を堅持すべきという意見もあり、確かにそういうことなのかもしれませんが、一方で、現場の市町から色々な広告の持っている機能に支障があるという意見が出ているということも天秤にかけないといけない、ということだと思います。
- 委員 私は自由度ということでお話しているのですが、一方では、景観を守るには厳しい規制を維持すべきとの意見に賛成です。どういうことかという、県は覚悟を持って規制を緩和するということですが、先ほど委員からもお話がありましたように、例えば3年後、5年後に、この条例が緩和された後の見直しが私は必要だと思います。規制緩和を一回やってみて、皆さんの覚悟がきちんとしていればそれでいいのですが、やっぱりだめだといったときにはもう一度考える、そういうことも必要ではないかと思いますので、緩和するばかりではなく、きちんと見直すというところも付記していただきながら緩和していただければいいかなと思います。自由度も必要だと思いますが、やはり自由すぎるということも考えなくてはいけないと思いますので、そういうこともお願いしたいと思います。
- 会長 仮にこの規定を見直したときに、アフターケアというか事後評価をして、場合によっては少し厳しく元に戻すということも、現実的にはできるのですか。
- 事務局（都市計画課長） それは当然可能だと思います。例えば、5年か10年運用してみて、そこで振り返ってみる。実際の事例については、宇都宮市は前後の比較ができないものですから、今回の改正でどの程度景観上の影響があったかをつぶさに検証して確認していただき、引き続き運用すべきか元に戻すべきかを、中間で確認していただくこともあるかなと。
- 会長 環境アセスの審議会に一時出たことがあります。環境アセスの場合、どのようにして環境への影響を調べるかという方法書をまず審査して、その方法に基づいて結果をもう一度審査するという2段階でした。影響をどのように調べるかということ自体をこの審議会で議論すると、この審議会が機能をより十分果たせる気もします。そういった運用は可能でしょうか。
- 事務局（都市計画課長） 方法書という話が出ましたが、例えばどのような形で見直すかというル

ールをある程度了解していただいた上で改正するという手順を踏む形になるでしょうか。そうしますと今日は用意していませんので、ルールだけはあらかじめ確認しておく、という形ですよね。

- 会長 これは見直しをしてみないと影響は出てこない。ただ、十分影響が出る前に、こういう点をチェックすると。例えばK P Iというやり方がありますが、幾つか指標的なものをつくって、これが満たされれば見直す必要はない、これが満たされなければ見直す必要があるという判断を、後から決めるのではなくて、影響が出る前にある程度決めておく。ちょっと難しいといえば難しいのですが。そういうことを決めておかないと、結局5年ないし10年後であっても判断がつかないということになりかねない。何らかの方法をとって見直すことを前提に、今回は了承する、こういう考え方を提案したわけです。
- 事務局 景観の阻害等といったときに、景観というのは主観的な要素が強いので、指標をつくるのは正直なかなか難しいと我々は感じています。今回の見直しにより、景観が変わらないとか悪くなるというのは、我々も言い切れない。多分景観というのはそれぞれの捉え方で違ってくるところがありますので、どこをもって景観が乱れているのか保たれているのかという基準が難しいと思っています。数値的なものでいえば、どれだけの届け出があって、それが具体的にどういうものかということとは多分お示しできますが、それをもって、それが乱れているかどうかは我々も正直判断が難しいと思います。何ををもってどういう基準でというのは、数量的なものであれば当然面積ということでやっていますが、それ以外にどういった形で数量的に計れるのかは、知見がないのでちょっと難しいかと思っています。
- 会長 例えば景観に関する苦情の件数とか。何かこういった考えというのはありますか。
- 委員 今はやめてしまったのですが、公共の色彩という切り口で40年間ずっと活動をしてきました。立ち上げは都バスでした。政治家が変わるごとに都バスの色が変わる。当時のバスの色については、私の恩師が「東京都の色にふさわしくない」ということで、千葉大や芸大等が提案した4案ぐらいで都バスを塗って、都民にアンケートをとりました。我々個人がデザインするわけですが、最終決定は、行政ではなく、バスを利用する都民が行う。それで選ばれたのが、今の都バスのデザインです。行政の視点でやる場合、ビジネスの視点でやる場合、住民参加でやる場合と、問題は色々です。でも本来、景観の魅力というのは、絵葉書を見て「これは景観だね」と言うけれども、絵葉書はちっとも景観ではないです、人がいませんから。そこに生活があって景観なんです。ですから、最低限度、住民の視点はどうかということをししないと景観は語れないのです。それがどうも最近景観の議論には欠落している。お上でこういうものを決めたからそれに従わなければいけないけど、俺は反対だ、規制を撤廃してほしい、みたいなニュアンスがある。でも、それはあなたのビジネスの視点でしょう、看板の周辺には生活する人がたくさんいますから、そういう人のことも考えた上で、さて、規制をかけるのか、いや規制はない方がいいのかという視点を持たないと。私は、結構栃木へ観光に行くのですが、東京、埼玉と通過するにしたがって看板は少なくなり、自然が東京よりも多くなる。環境というのは本来、環境プラス情報です。環境というのは山があって川があって環境になるのではなく、そこに情報があって環境になるんです。そのときに看板とか色が関わって

くる。環境の色です。色も看板も環境の中の重大な要素です。これはかなり表現の自由とか個性などが関わってくるのでなかなか難しい問題ですが、まだ量的規制で終わってしまっているのです。量の規制ではなく、本来行政がやることは、これはなかなか難しいと思うけれど、質をどう規制するかです。量だけ規制しても、質がばらばらならめっちゃめっちゃな景観になるわけですから、量の規制と同時に質的規制をどのくらいのレベルまで持っていくかです。そのときに専門家を利用するわけです。デザイナーとか建築家とか、ランドスケーパーを利用するわけです。今日は恐らくまだまだ量的規制です。量の規制は、上でやるか下でやるかの違いだけです。私自身は上で規制した方がいいという発想ですが、基本的に景観は、看板も含めて質を問わないと、オランダやコペンハーゲンみたいなきれいな街にならない。ドイツあたりのすごくきれいな都市やロマンチック街道の都市は全部、デザインから色から規制しています。大きさだけではなく色まで規制しています。そこまで規制している所もあるわけです。それですごくいい景観をつくっている。まちによってどういうレベルでフィルターをかけるかによって色々ですが、今日は上で規制をかけるか下でかけるかの違いだけです。私自身は上で規制をかけた方がいいんじゃないか、下が自由な方が色々な面白味が出てくるんじゃないかという発想です。上が自由であとは下の景観行政団体がそれなりに規制をかければいいんじゃないかというのは、景観行政団体もなかなかうるさくなって難しいので、むしろ上でフィルターをかけて下で工夫を凝らした方が、住民参加のより面白いまちづくり、景観づくりにつながるかなという気がしています。今会長が指摘されたように、視点はこうだという定型がないわけだから難しい。定型はそれぞれ個人で決めなければいけないのですが、定型がないわけです。今まで景観審議会委員の方々から色々な意見があって、今があると思います。先輩たちが知恵を絞った結果を、そう簡単に、よそがやっているからうちも倣おうというのは、私の価値観からするとそれは違うんじゃないかということでも言わせていただきました。栃木は栃木なりのある種こだわりがあっていいし、そのこだわりには覚悟が必要だということです。それだけです。

- 会長 それでは、どうでしょうか。今の委員の考えとはちょっと逆行する形になりますが、基本的に了解する。ただし、何年か後には、見直しの影響について一定の評価・実態把握を踏まえて、引き続きそれを維持するか元に戻すかを改めてこの審議会で議論する。そのときの見直しの仕方については、今日ではもちろんないですが、いずれかの審議会で事務局から御提案いただき、それについて審議する。ですから、御提案があったように、条件つきでお認めするというあたりが落としどころのような気がしたのですが。そんな形でどうでしょうか。もう一度確認しますが、規制の見直しについては基本的に了解する。ただし、時期を改めてその影響について確認した上で、再度、意思決定する。そういう形でこの審議会を取りまとめたいと思いますが、御了解いただけますでしょうか。
- 委員 審議会というものがどういうものかということですよ。要は、意見交換をしながら、悪い所、良い所と意見を出しながら、最終的には県から出ているものを了解したら、その後、県ではそれを何年かけて検証してもらう。今から戻すということ的前提とするのではなく、むしろ検証を求めるといふ意見をこの審議会で提案した、という形にしておいた方が良いのではないのでしょうか。

ひっくり返すことを前提に言うてしまうのはどうかと。この審議会では、意見交換をするということではないかと思うんですね。その辺で、絶対だめだというならそれは別ですが、概ね了解したということであれば、今回出された提案は、撤廃ということでオーケーですと。その上で、検証したものを何年か後に出してもらって、審議会で審議するような形に持って行ってもらえば一番良いような気がします。

- 会長 分かりました。では、将来の見直しの方法までは踏み込まないと。
- 委員 そう思います。審議会がどういう性格のものかはっきり分かりませんが、私としては「意見交換をする場である」という認識なものですから。
- 事務局（都市計画課長） 色々な御意見等を委員の皆様からいただき、本当にごもった御意見だと痛感しております。平成11年、今から18年ほど前、多分ものすごい議論の結果、今の規則になったのだと思います。当時の思いを考えますと、そうそう簡単にかじは切れないと、非常に御心配される部分かと思えます。一方で、先ほどからお話が出ている自由度の御提案もございます。県といたしましては、規則を改正して運用させていただき、必ず検証する。やはりこれはまずいとなれば、その場合は見直しも含めてまた議論していただくという形で扱っていただければと思います。
- 委員 私も検証は必ず必要だと思いますが、審議会の存在というのは改正時のみの審議会ですよ。評議を審議会に委ねるということはあり得るのですか。
- 事務局（都市計画課長） お手元の常用資料の栃木県景観条例の8ページをお開きください。第5章「栃木県景観審議会」の第29条第3項に「審議会は、県土の景観形成に必要と認められる事項について知事に意見を述べるができる」という項目等もございますので、今回の改正に関する部分で検証・追跡調査をしていただくことは当然あり得る話かと思えます。
- 委員 評価する場が必要だというのは、あくまでも県が必要だと思うことであって、審議委員のメンバーが必要だと思って開催されることではないですよ。
- 事務局 基本的に審議会運営に関しましては、知事が諮問して、それについて御意見をいただくという形式になっておりますので、審議会の方で独自に開催して一方的に意見を言うというスキームではないと思います。ただ、審議会の場において景観形成に関する自由な御意見をいただくということはあるかと思えます。委員が手を挙げて、会長から招集するという事は、ちょっと想定されていないかと思えます。
- 委員 なかなか結果の評価というものが生きていかないですよ。
- 会長 この審議会の場で改めて御了解いただきたい意見としては、この議案については了解する。ただし、しかるべき時期に必要な応じて再度の見直しまでを含んだ検証をお願いしたいと、そこまでですね。
- 事務局 補足です。以前、車両広告物の見直しを図った際には、結果ということで審議会に御報告させていただいておりますので、そのような形で今後も報告をさせていただこうと思っております。今回の改正につきましても、もし今回御了承いただければ、結果等については御報告させていただ

きたいと思っております。

- 会長 それでは、第1号議案「壁面広告物の規制の見直しについて」は、当審議会としては異存がないと。ただし、景観の悪化が懸念される意見があるため、しかるべき時期にその影響についてこの審議会に報告し、できれば再見直しの要否についての審議まで場合によっては御提案いただきたい。そこまで踏み込まないと、報告だけで終わってしまっては今日これだけ議論した甲斐がないということですので。
- 事務局（都市計画課長） 栃木県が現在独自で規制している重要な部分を尊重しなさいという意見を尊重させていただきまして、今会長から御指摘があったような形で進めさせていただければと思います。それから、昨年度の独自規制の見直しで昨年4月1日から改正規則を施行した部分につきましても、一定の期間を経ましたら、当審議会の中で状況について報告を必ずさせていただきたいと思えます。
- 会長 それでは第1号議案については、先ほど確認した内容で意見として取りまとめたいと思います。よろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

- 会長 はい。それでは、本日予定されていた議事については終了いたしましたので、事務局にお返しいたします。

午後4時 閉会